

大崎地方合併協議会

第5回教育検討小委員会

日時：平成15年11月20日(木)

午後1時30分

場所：宮城県古川合同庁舎「大会議室」

次 第

1 開 会

2 開会あいさつ

3 協議事項

(1) 市立学校の通学区域の取扱いについて……………P.1

(2) 義務教育施設の課題と合併後の取扱いについて……………P.7

(3) 幼稚園・社会教育施設の課題と合併後の取扱いについて

(4) 次回会議の開催について……………P.9

4 その他

5 閉会あいさつ

6 閉 会

協議事項（１）

市立学校の通学区域の取扱いについて

（案）

協議第１０号（継続協議）

市立学校の通学区域の取扱いについて

市立学校の通学区域の取扱いについては、次のとおり提案する。

平成１５年 月 日

大崎地方合併協議会
会 長 佐々木 謙 次

協定項目 2 5 - 2 2	市立学校の通学区域の取扱い
通学区域の取扱いについては、当面現行のままとする。ただし、新市において通学区域境の地域については、弾力的運用に努める。また、各学校の適正規模、適正配置と合わせて通学区域の見直しを必要に応じて検討する。	

平成１５年 7月 7日 提 案

平成１５年 月 日 再提案

大崎地方合併協議会の調整方針

協定項目No,	25 - 22	小委員会名	教育検討小委員会
協定項目	各種事務事業の取扱い	専門部会名	教育部会
細目	市立学校の通学区域の取扱い	分科会名	教育委員会分科会, 学校教育分科会

調整の方針(方法)	通学区域の取扱いについては、当面現行のままとする。ただし、新市において通学区域境の地域については弾力的運用に努める。また、各学校の適正規模、適正配置と合わせて通学区域の見直しを必要に応じて検討する。
-----------	---

事務事業名	現 況							調整の方針(方法)
	古川市	松山町	三本木町	鹿島台町	岩出山町	鳴子町	田尻町	
小学校の通学区域	古川第一小学校 荒川小金町, 浦町, 川端, 城西, 千手寺町, 塚目, 七日町, 西館, 二ノ構, 古川, 三日町, 稲葉の一部, 諏訪の一部, 十日町の一部, 中里の一部, 前田町の一部, 南町の一部, 米倉の一部 古川第二小学校 旭, 駅東, 駅前大通, 幸町, 李埜, 台町, 鶴ヶ埜, 東町, 福沼, 馬寄, 藁口沼, 北町の一部, 十日町の一部, 中里の一部 古川第三小学校 稲葉1~4丁目, 駅南, 金五輪, 境野宮, 中島町, 南新町, 米袋, 稲葉の一部, 北稲葉の一部, 中里の一部, 古川第四小学校 江合寿町, 江合錦町, 江合本町, 大宮, 福浦, 若葉町, 北町の一部, 小泉の一部 諏訪の一部, 前田町の一部 古川第五小学校 小稲葉町, 栄町, 西荒井, 稲葉の一部, 北稲葉の一部, 南町の一部, 米倉の一部 志田小学校 渋井, 上中目, 飯川の一部, 保柳の一部 西古川小学校 荒田目, 柏崎, 齋下, 新堀, 耳取, 南沢, 飯川の一部, 保柳の一部 東大崎小学校 大崎, 清水, 新田, 小泉の一部, 小林の一部 宮沢小学校 川熊, 桜ノ目, 宮沢, 小林の一部, 小泉の一部 長岡小学校 荒谷, 小野, 沢田, 長岡 富永小学校 上埜, 狐塚, 下谷地, 富長, 長岡針, 淵尻, 馬放, 馬柳, 休塚 敷玉小学校 石森, 大幡, 桑針, 下中目, 楡木, 深沼, 宮内, 師山 中里の一部	松山小学校 千石, 次橋, 金谷, 長尾, 須摩屋 下伊場野小学校 下伊場野 (大字による区分)	三本木小学校 秋田, 蟻ヶ袋, 伊賀, 伊場野, 音無, 上伊場野, 桑折, 斉田, 坂本, 三本木, 新町, 高柳, 新沼, 蒜袋, 南谷地 (大字による区分)	鹿島台小学校 平渡, 木間塚, 船越, 広長, 深谷の一部 鹿島台第二小学校 大迫, 深谷の一部 (大字による区分)	岩出山小学校 東昌寺沢, 大学町, 川原町, 北町, 南町, 通丁, 浦北, 浦南, 轟, 新橋, 東川原町, 中里, 要害の一部, 八幡の一部 岩出山小学校川北分校 川北 西大崎小学校 八幡の一部, 白鳥, 薬師, 馬主 上野目小学校 宿, 一の坪, 天王寺, 大保, 山谷, 要害の一部, 菅生の一部 池月小学校 上宮, 鷗目, 下宮, 駅前, 沖, 根岸, 菅生の一部 真山小学校 小倉, 上馬館, 下馬館, 黄金田, 大坪, 小坪, 小松川 (行政区による区分)	中山小学校 中山西, 中山東 鳴子小学校 上鳴子, 上野々, 湯元, 新屋敷, 車湯, 岩淵, 東鳴子, 中野 川渡小学校 石ノ梅, 沢, 向山, 川渡, 上川原, 鍛冶谷沢, 南野際, 北野際, 黒崎, 小身川原, 上原 鬼首小学校 蟹沢, 小向, 川東, 原, 田野, 中川原, 軍沢, 寒湯, 岩入西, 岩入東 (行政区による区分)	田尻小学校 田町, 元町, 仲・荒町, 横町・河岸前, 新町, 北牧ノ目, 通木, 大嶺1・2, 大嶺3, 八幡, 南小松, 北小松, 沼木・諏訪峠, 中目, 大杉 沼部小学校 木戸・木戸北山, 百塚・上高野, 沼部・峯崎, 貝ノ堀, 若林, 葉山・上北山, 富岡・下高野, 桜田, 谷地中, 北小塩, 中・南小塩, 百々・荒町, 大沢, 北小牛田上, 北小牛田下, 下高野 大貫小学校 北長根, 北又, 上南・曲田, 新田ノ目, 宿・鹿飼, 長根, 舞岳, 中沢目, 伸崩, 小沢, 長沢 (行政区による区分)	通学区域の取扱いについては、当面現行のままとする。ただし、新市において通学区域境の地域については弾力的運用に努める。また、各学校の適正規模、適正配置と合わせて通学区域の見直しを必要に応じて検討する。

大崎地方合併協議会の調整方針

協定項目No,	25 - 22	小委員会名	教育検討小委員会
協定項目	各種事務事業の取扱い	専門部会名	教育部会
細目	市立学校の通学区域の取扱い	分科会名	教育委員会分科会, 学校教育分科会

事務事業名	現況							調整の方針(方法)
	古川市	松山町	三本木町	鹿島台町	岩出山町	鳴子町	田尻町	
中学校の通学区域	<p>清滝小学校 雨生沢, 北宮沢, 清滝, 清水沢 高倉小学校 矢目, 引田, 堤根, 中沢, 新沼 (大字による区分)</p> <p>古川中学校 荒川小金町, 稲葉1~4丁目, 稲葉, 浦町, 大宮, 川端, 北稲葉, 小稲葉町, 栄町, 城西, 諏訪, 千手寺町, 塚目, 中島町, 七日町, 西荒井, 西館, 二ノ溝, 古川, 前田町, 三日町, 南新町, 南町, 米倉, 米袋, 若葉町 江合寿町の一部, 金五輪の一部, 北町の一部, 小泉の一部, 十日町の一部, 中里の一部, 福浦の一部 古川東中学校 旭, 石森, 江合錦町, 江合本町, 駅前大通, 駅前, 大幡, 桑針, 幸町, 境野宮, 下中目, 李埴, 台町, 楡木, 鶴ヶ埴, 東町, 深沼, 福沼, 馬寄, 養口沼, 宮内, 師山, 江合寿町の一部, 北町の一部, 金五輪の一部, 十日町の一部, 中里の一部 古川北中学校 雨生沢, 荒谷, 上埴, 北宮沢, 清滝, 小野, 川熊, 狐塚, 桜ノ目, 宮沢, 沢田, 清水沢, 下谷地, 富長, 長岡, 長岡針, 淵尻, 馬放, 馬柳, 休塚, 小林の一部, 小泉の一部 古川西中学校 荒田目, 飯川, 大崎, 上中目, 柏崎, 齋下, 渋井, 清水, 堤根, 中沢, 新田, 新沼, 新堀, 引田, 保柳, 耳取, 南沼, 矢目 小泉の一部, 小林の一部 (大字による区分)</p>	<p>松山中学校 千石, 次橋, 金谷, 長尾, 須摩屋 下伊場野 (大字による区分)</p>	<p>三本木中学校 秋田, 蟻ヶ袋, 伊賀, 伊場野, 音無, 上伊場野, 桑折, 斉田, 坂本, 三本木, 新町, 高柳, 新沼, 蒜袋, 南谷地 (大字による区分)</p>	<p>鹿島台中学校 平渡, 木間塚, 船越, 広長, 深谷, 大迫 (大字による区分)</p>	<p>岩出山中学校 東昌寺沢, 大学町, 川原町, 北町, 南町, 通丁, 浦北, 浦南, 轟, 新橋, 東川原町, 川北, 中里, 要害, 八幡, 白鳥, 薬師, 馬主, 宿, 一の坪, 天王寺, 大保, 山谷, 菅生, 上宮, 鷗目, 下宮, 駅前, 沖, 根岸, 小倉, 上馬館, 下馬館, 黄金田, 大坪, 小坪, 小松川, (行政区による区分)</p>	<p>鳴子中学校 中山西, 中山東, 上鳴子, 上野々, 湯元, 新屋敷, 車湯, 岩淵, 東鳴子, 中野 川渡中学校 石ノ梅, 沢, 向山, 川渡, 上川原, 鍛冶谷沢, 南野際, 北野際, 黒崎, 小身川原, 上原 鬼首中学校 蟹沢, 小向, 川東, 原, 田野, 中川原, 軍沢, 寒湯, 岩入西, 岩入東 (行政区による区分)</p>	<p>田尻中学校 田町, 元町, 仲・荒町, 横町・河岸前, 新町, 北牧ノ目, 通木, 大嶺1・2, 大嶺3, 八幡, 南小松, 北小松, 沼木・諏訪峠, 中目, 大杉, 木戸・木戸北山, 百塚・上高野, 沼部・峯崎, 貝ノ堀, 若林, 葉山・上北山, 富岡・下高野, 桜田, 谷地中, 北小塩, 中・南小塩, 百々・荒町 大沢, 北小牛田上, 北小牛田下, 下高野 北長根, 北又, 上南・曲田, 新田ノ目, 宿・鹿飼, 長根, 舞岳, 中沢目, 伸筋, 小沢, 長沢 (行政区による区分)</p>	<p>通学区域の取扱いについては, 当面 現行のままとする。ただし, 新市におい て通学区域境の地域については弾力 的運用に努める。また, 各学校の適正 規模, 適正配置と合わせて通学区域 の見直しを必要に応じて検討する。</p>

教育検討小委員会会議報告書（通学区域関係）

1 会議開催状況

回	日時	場所	出席委員	協議内容
1	8月11日(月) 13:30～17:00	三本木町 三本木町役場	16人	大崎地方（1市6町）小・中学校の通学区域の現況について
2	9月21日(日) 9:30～12:30	鳴子町 中央公民館	20人	小・中学校の通学区域の課題と合併後の取扱いについて
3	10月9日(木) 13:30～16:25	田尻町 スキップセンター	19人	小・中学校の通学区域の課題と合併後の取扱いについて
4	11月4日(火) 13:30～16:30	鹿島台町 鎌田記念ホール	18人	市立学校の通学区域の取扱いについて
5	11月20日(木) 13:30～	古川市 宮城県古川合同庁舎	人	市立学校の通学区域の取扱いについて

2 会議の経過

教育検討小委員会では、5回の会議を通じて、大崎1市6町の小・中学校の通学区域の現況を把握しながら、各委員のさまざまな視点から通学区域の取扱いに関連して次のような意見が出されました。

【通学距離に関する意見】

現在の通学区域では、市町境や区域境の地域において、近くに学校があるのにわざわざ遠くの学校へ行かなければならないケースがある。合併により現在の市町境がなくなるので、通学区域を見直すことでより近くの学校へ通うことができるのではないか。小学校・中学校ごとに適正な通学距離を考えながら学校を中心とした円を描いて通学区域をひくことで、それぞれ適正な規模の学校となるのではないか。学校は地域とのつながりが深いので、距離の問題だけで通学区域を考えるべきではない。

【学校規模に関する意見】

学校の規模に関わらず、どの学校に通っても同じレベルの教育を受けられるように環境を整備すべき。

大規模校については、教育効果の面から適正な学校規模を考えて、必要であれば学校新設も考慮しながら、通学区域のあり方を考えていくべき。

小規模校や複式学級の子どもたちは、地域に支えられてしっかりと学んでいる。小規模校は地域に根ざした活動ができるという利点がある。

複式学級の授業は、子どもたちにとって分かりにくいところがあるようだ。やはり、1クラスに1人の先生がいるのが理想であるし、広いものの見方のできる子どもを育てるような教育のあり方を考えるべきではないか。

複式学級では、自学自習の態度が身に付く、異学年との協力ができる、読み書き計算の

能力に優れている等のプラス面がある一方で、良い意味での競争意識が薄い、優劣の評価が固定してしまう傾向がみられ、問題を掘り下げて考える態度が薄く、集団での活動内容に限られる等のマイナス面の両方があるが、できることならば複式学級は避けて、同一学年でクラスを編成すべき。

複式学級に補助教員を配置し、学習面での教育的配慮をすれば、異学年の子ども同士の交流が図られ、複式学級はかえってメリットになるのではないかと。教育の質を高めて全体のレベルを上げることが大切である。

小規模校の解消や複式学級の解消の方法として学校を統廃合するという考え方でなく、通学区域を見直すことによって、学校は残したまま問題を解決できるのではないかと。

児童生徒数が増えすぎると大規模校を解消しなければならないという逆転現象が起きる。小規模校・複式学級の方がむしろ恵まれた環境といえるのではないかと。通学区域としての貼り付け方を問題とするならば、通学区域を撤廃すればよいのではないかと。

財政面から学校経営の効率化を考えた場合は、学校の統廃合が図られることもあるだろうが、財政面を学校ごとに考えるのではなく、一つの市としてどう配分していくかが問題。

【30人学級に関する意見】

30人学級が良くないという人はいないはず。しかし30人学級を実施する場合、教員増員のためにかかる費用や施設整備の費用は全て新市で負担しなければならない。新市でどれだけの予算が必要となるのかをみて判断すべき。

財政さえ許せば30人学級は大いに結構。世界を見れば、1クラス15人・20人という国もあり、30人でも多いくらいである。

財政面を考慮し、法律にのっとって進めるべき。

【学校選択制に関する意見】

学校選択制によって学校間の競争が教育の質を高め、子どもたちの人間的な素質を磨き、新市発展の基礎となる。

学校には伝統や歴史、地域性があるために簡単に通学区域を変えられない状況の中で、学校を選びたいという人がいるので、通学区域を設けずフリーにしたらいのではないかと。

学校選択制は、学校を選べるというより、学校側が勉強・スポーツ面から子どもの引き抜きをする方向で働かないか心配される。

学校選択制を認めることで、都市部の高校進学を考えて学校を選択する児童生徒が出てくると、周辺部の小規模校はますます児童生徒数が減少する恐れがあるので認めるべきでない。

東京都品川区等で行われているような学校選択制を導入した場合、児童生徒数が激減する学校があるのが現実で、慎重な取扱いが必要。

【通学区域の弾力的な取扱いに関する意見】

通学区域の見直しには多くの時間と労力を要するので、当分は通学区域制度の弾力的な運用をして対応するべきではないかと。

区域外就学の取り決めを活用し、その上で通学区域そのものを変える必要がある場合は見直しを図るべき。

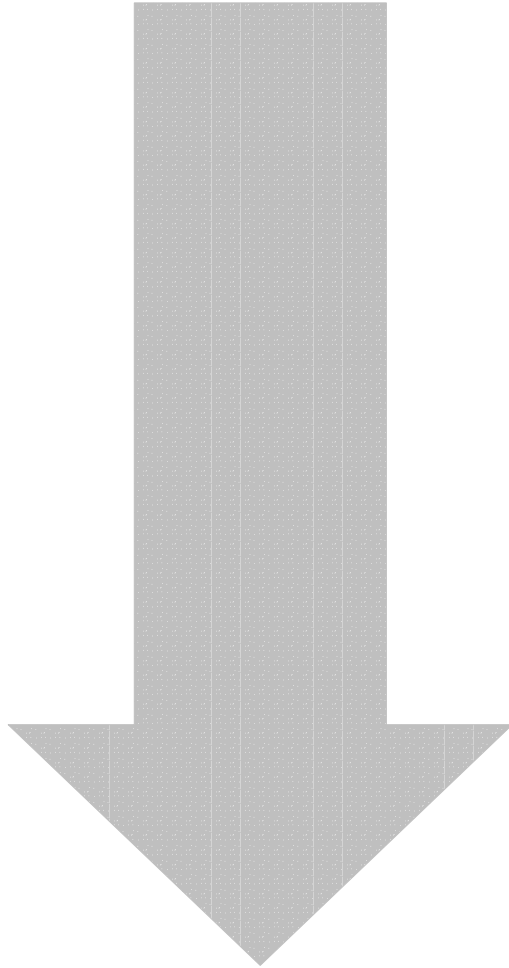
【その他】

学校の施設整備を行っていく中で通学区域の見直しは避けて通れない問題となるのではないか。

通学路の安全確保の面からも通学区域を考えてもらいたい。

人口の都市部への集中を防ぐために、新市では人口を流動化させる施策をとるべき。人口が減ったから学校を統廃合するという考え方では人口集中を助長させることになる。児童生徒数を維持させる施策は、人口14万人を維持しようとする施策にもつながるのではないか。

「昭和の大合併」の時の歴史的な背景を考慮しながら通学区域を見直すことで、児童生徒が増えて複式学級を解消して単式学級で学級編成できるうえ、児童生徒もより近い学校へ通うことができる地区がある。合併によってすぐに解決できるような問題から取り組んでももらいたい。



さらに、合併時に通学区域の見直すことそのものに対して、次のような意見が出され、当小委員会の付託に対する報告を下記のとおりまとめることとしました。

学校は地域コミュニティのシンボリックなもので、住民の理解が必要不可欠。限られた時間での議論では不十分であり、通学区域の変更は簡単に許されるものではない。

長い時間をかけて住民の理解を得ながら進めていくべきこと。

新市全体の学校経営のあり方・教育理念を捉える必要がある。それがないところでは適正とする学校規模が定まらず議論できない問題である。

新市になってまた新たな問題が発生することも考えられる。国の教育方針も変わる可能性がある。その時代にあった対応をすべき。

合併時には現状維持が望ましいが、合併後の将来方向について新市の教育委員会が的確な方針を立て、地域住民と協議しながら進めていくべき問題である。

教育検討小委員会審議結果

通学区域の取扱いについては、当面現行のままとする。ただし、新市において通学区域境の地域については弾力的運用に努める。また、各学校の適正規模、適正配置と合わせて通学区域の見直しを必要に応じて検討する。

協議事項（２）

義務教育施設の課題と合併後の取扱いについて

教育検討小委員会会議報告書（教育施設整備事業関係） 素案

1 会議開催状況

回	日時	場所	出席委員	協議内容
1	8月11日(月) 13:30～17:00	三本木町 三本木町役場	16人	大崎地方（1市6町）義務教育施設の現況について
4	11月4日(火) 13:30～16:30	鹿島台町 鎌田記念ホール	18人	義務教育施設の課題と合併後の取扱いについて 幼稚園・社会教育施設の現況について
5	11月20日(木) 13:30～	古川市 宮城県古川合同庁舎	人	義務教育施設の課題と合併後の取扱いについて 幼稚園・社会教育施設の課題と合併後の取扱いについて
6	12月 日() 13:30～		人	教育施設整備事業の取扱いについて

2 会議の経過

教育検討小委員会では、()回の会議を通じて、大崎1市6町の教育施設の現況を把握しながら、教育施設整備事業の取扱いに関連して次のような意見が出されました。

【義務教育施設整備事業に関する意見】

大規模な地震の発生が予測されており、その際に学校施設は避難場所としても使用されることを踏まえ、耐震診断・耐震補強工事を速やかに実施してもらいたい。

各学校施設の実態に即して専門的な調査等を実施しながら、抱えている課題に対応してもらいたい。

校舎のみでなく、プール及び体育館等の老朽化が課題となっているところがあり、改修工事実施の検討が必要である。

学校給食施設については、各市町において給食の実施方式に違いがあり、いわゆる「センター方式」と「自校方式」の独自性を活かしながら、それぞれの施設を充実させることが必要である。

全ての子どもたちに同じ環境で同じレベルの教育を受けさせることができるよう施設整備を図ってもらいたい。特に教育環境の向上を重視してもらいたい。

各市町の既存の施設整備計画を新市においても尊重すべきである。

教育問題を後回しにしないこと、教育問題を軽視しないことを求める。

【幼稚園施設整備事業に関する意見】

第5回教育検討小委員会で協議された内容を集約して記載

【社会教育施設整備事業に関する意見】

第5回教育検討小委員会で協議された内容を集約して記載

【その他】

第5回教育検討小委員会で協議された内容を集約して記載

これらの意見を総括し、付託に対する報告を下記のとおりまとめることとしました。

教育検討小委員会審議結果

教育施設整備事業については、新市において次のとおり取扱う。

- 1 合併前の1市6町の教育施設整備計画を尊重し、全ての児童生徒が同じ環境の下で教育を受けることができるよう教育施設の重点的整備を行い、教育環境の充実を図る。
- 2 義務教育施設の耐震診断及び耐力度調査を速やかに実施し、緊急性を勘案し耐震補強工事等を計画的に実施する。
- 3 学校給食施設については、「センター方式」と「自校方式」の特性と独自性を活かしながら、地域と連携した「食農教育」を行うことができるよう施設の充実を図る。
- ・
- ・
- ・

以下、第5回小委員会の協議内容を取りまとめて記載

協議事項（４）

次回会議の開催について

次回会議の開催については、下記のとおり提案する。

記

1 開催日時

平成15年12月6日（土）
午前9時30分から

2 場所

岩出山町スコーレハウス「多目的ホール」